

労働者派遣法施行令等の一部改正について（概要）

1 趣旨

「緊急医師確保対策」（平成19年5月31日）に盛り込まれた医師不足地域に対する医師派遣システムについて、労働者派遣の形態によることも可能とすることにより、地域医療の確保に資することとするもの。

2 改正の概要

(1) 労働者派遣法施行令の一部改正

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でない業務として定められている医師法第17条に規定する医業の範囲から、派遣就業の場所を「地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所」とする医業を行う場合を除くものとする。

(2) 労働者派遣法施行規則の一部改正

(1)の厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とすること。

- ① 都道府県が医療法第30条の12第1項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所（以下「病院等」という。）であって、厚生労働大臣が定めるもの

- ② ①の病院等に係る患者の居宅

※ ①の「協議」とは、都道府県が設ける「医療対策協議会」における協議のこと。国レベルの調整による場合及び都道府県レベルの調整による場合のいずれも、対象となる病院等（派遣先）は同協議会において選定されることとなる。

※ ①の「厚生労働大臣が定めるもの」として、個々の病院等を具体的に告示する。この際、都道府県医療対策協議会が認めた日、同協議会の名称及び派遣先となる期間を併せて告示することにより、医療法に定める医療対策協議会を通じた医師派遣システムによる地域医療の確保に必要な場合にのみ認められることを明らかにする。

3 施行期日

公布の日

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を
改正する政令案要綱

第一 適用対象業務

その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが
適当でない業務として定められている医師法第十七条に規定する医業の範囲から、派遣就業の場所を地
域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があ
ると認められるものとして厚生労働省令で定める場所とする医業を行う場合を除くものとする。

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 厚生労働省令で定める場所

地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所は、次に掲げる場所とすること。

一 都道府県が医療法第三十条の十二第一項の協議を経て同項の必要な施策として地域における医療の確保のためには医業に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認めた病院又は診療所であつて、厚生労働大臣が定めるもの

二 一に掲げる病院又は診療所に係る患者の居宅

第二 施行期日

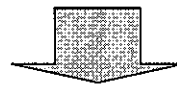
この省令は、公布の日から施行するものとする。

労働者派遣制度における適用除外業務（案）

(1) 港湾運送業務 (2) 建設業務 (3) 警備業務 (法第4条)

(4) 医療関連業務 (令第2条)

- ① 医師の業務
- ② 歯科医師の業務
- ③ 薬剤師の調剤の業務
- ④ 保健師、助産師、看護師・准看護師の業務である保健指導、助産、療養上の世話、診療の補助および言語聴覚士、救急救命士、臨床工学技士、義肢装具士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士の業務
- ⑤ 栄養士の業務（傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る）
- ⑥ 歯科衛生士の業務
- ⑦ 診療放射線技師の業務
- ⑧ 歯科技工士の業務



ただし、医療関連業務については、以下の場合には労働者派遣が可能。

- ① 紹介予定派遣
- ② 病院、診療所等以外の施設（社会福祉施設等*）で行われるもの

※ 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、乳児院、保育所等

- ③ 産前産後休業、育児休業、介護休業中の労働者の業務並びにへき地の病院等及び地域医療の確保のため都道府県（医療対策協議会）が必要と認めた病院等における医師の業務

※下線部が、今回追加を予定している部分。

派遣先となる病院等の定め方について

- 厚生労働大臣が定める病院等として、次のとおり、都道府県医療対策協議会が認めた日、同協議会の名称、派遣先となる病院等の名称及びその期間を告示することを想定。

(告示のイメージ)

適当と認めた日	医療法第三十条の十二 第一項に規定する都道 府県が設けた協議の場	病院等の名称	期間
平成〇〇年〇〇 月〇〇日	〇〇県△△医療対策協 議会	〇〇病院	平成〇〇年〇〇月〇 〇日から平成〇〇年 〇〇月〇〇日まで
平成××年×× 月××日	××県医療対策協議会	××医療セン ター	平成××年××月× ×日から平成××年 ××月××日まで
(以下略)			

○ 医師派遣における派遣元について

今回の措置は、都道府県や医療対策協議会が地域医療の確保を図るために必要であると認めることにより医師派遣を行うものであることから、派遣元については、地域医療に従事可能な人材を抱える地域の有力な医療機関であることが前提となる。したがって、実際に、病院又は診療所を開設する者が派遣元として医師を派遣し、地域医療が適切に確保されるようにすることを医療法施行規則において規定する。

○ 医師派遣における派遣先について

今回の措置によって認められた派遣先である医療機関が、医療対策協議会における協議を経ずに、独自に派遣労働者として医師を確保することは適正な医療の確保という観点から適切ではなく、そのような事態が生じないように、医師を診療に従事させるに当たっては個別に医療対策協議会の協議を経ることを医療法施行規則において規定する。